

令和8年度 事業計画書

1 家庭問題に関する心理・教育相談事業及び調停手続事業（ADR）

(1) 家庭問題に関する心理・教育相談事業

離婚やドメスティック・バイオレンスなど夫婦間の悩み、親子交流など離婚後の親子関係の持ち方の悩み、虐待など子育ての悩み、不登校、いじめ、非行、家庭内暴力、引きこもりなどの悩み、成人した子に関する悩み、扶養、相続など親子きょうだい間の悩み、高齢者等の介護や財産管理の悩みなど家庭問題に関する相談を行う。

相談の方法は電話又は面接により行う。夫婦間の悩みに関する相談については、夫婦同席相談の充実を図る。なお、状況により、オンラインでの相談についても検討する。

また、国、地方公共団体、法人、団体等との間で相談の委託契約を結び、上記の家庭問題に関し、地域住民や当該法人等の社員、職員、関係者等に対する心理・教育相談を行う。

(2) 調停手続事業（ADR）

法務大臣から裁判外紛争解決手続の業務の認証を受けている東京、大阪及び名古屋の各ファミリー相談室において、婚姻関係又は内縁関係の維持又は解消及び子の監護に関する紛争に関する調停を行う。

親子交流の円滑な実施のための調停も積極的に実施する。

遠隔地に居住する当事者等、多様なニーズに柔軟に対応するため、オンライン調停も可能とし、また、法改正による執行力付与に関係する当法人の規程も改正したことから、適正で信頼される調停の実施を目指す。

適切妥当な調停を行うため調停人の専門性の向上を図ることにより、当法人が主催するADRの強みとすることを目指す。

2 親子交流支援事業

離婚や別居等によって、子と離れて暮らすことになった父母が、自分たちだけの力では親子交流ができない場合に、心身の健康な発達等子の最善の利益の実現を目的とした親子交流を支援する。

また、支援技法に工夫を重ねるなど専門性の向上を図るとともに、支援者の養成を積極的に行う。

遠隔地の当事者や多様な事情を抱える当事者に対しても支援の充実を図るため、オンラインによる親子交流の実施も相談室の態勢に合わせて柔軟に検討する。

3 後見、後見監督等に関する事業及び公正証書遺言者への支援事業

(1) 後見、後見監督等に関する事業

法人として、家庭裁判所から受任する成年後見人等の事務を行うほか、任意後見契約及びそれに付随する契約によって受任した事務を行う。また、家庭裁判所

から成年後見人、成年後見監督人等の推薦依頼があった場合には、適切な候補者を推薦する。

後見、後見監督等の事務を適正に処理するために、受任したケースの担当者に対する指導監督を行う。また、成年後見人候補者の養成のための研修を行い、成年後見人等に対する相談・支援活動を行う。

(2) 公正証書遺言作成者への支援事業

公正証書遺言作成者から、公証役場を経由して立会証人の推薦依頼があった場合は、適切な証人候補者を推薦し、公正証書遺言の作成に協力する。

4 家庭問題に関する調査・研究事業、セミナー・講演会の開催事業、講師・鑑定人の推薦事業、子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦に関する事業及び機関誌（家庭問題情報誌「ふぁみりお」）の発行配布等による普及啓発に関する事業

(1) 家庭問題に関する調査・研究事業

家庭問題の相談、親子交流、鑑定、後見事務、調停等に関する研究・相互研鑽・研修等を行い、国内外の家族に関する諸制度及び研究資料の収集を行う。

(2) セミナーの開催事業

協議離婚における子への配慮を促すためのセミナー、成年後見制度の活用を促すセミナー等、家庭問題の解決及び予防教育に資するセミナー、並びに、地方公共団体等の相談員等の育成を図るためのセミナーを単独又は他の機関と連携して実施する。

(3) 講師・鑑定人の推薦事業

地方公共団体その他の団体等が主催する家庭問題に関する研修・講演会に講師を推薦する。

裁判所等から、刑事事件における情状鑑定依頼を受けた場合、民事事件における当事者の責任能力等又は家事事件における親権者指定や親の監護能力等に関する鑑定依頼を受けた場合は、会員の中から適切な候補者を推薦する。また、刑事裁判の弁護人の相談ニーズに応じて、鑑定受託の可否、事例の見立てなどのコンサルティングに応じる。会員の鑑定技術の質と評価を高めるために事例検討会等を実施する。さらに、裁判員裁判にも適切に対処するために鑑定検討委員会において鑑定及び鑑定の報告の在り方等について検討する。

(4) 子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦に関する事業

家庭裁判所による子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦については、各ファミリー相談室が所属する会員の中から候補者を推薦し、その名簿を本部事務局において一括して最高裁判所民事局及び外務省領事局ハーグ条約室に提出する。

(5) 家庭問題情報誌「ふぁみりお」の発行配布等による普及啓発事業

本年度は、家庭問題情報誌「ふぁみりお」を年3回発行し、地方公共団体、家

庭裁判所、学校、各種の相談機関、図書館、企業その他の団体及び購読を希望する個人に、無料配布する。

内容は、夫婦や親子間の悩みなどの家庭問題、子育て、青少年の健全育成、成年後見制度及び諸外国での家庭問題に対する取組等について紹介する。

家庭問題に関する啓発図書の編集・刊行及び会員による啓発記事の執筆・投稿を推進する。

5 家庭問題に関する公的機関等からの受託事業

- (1) こども家庭庁の委託事業である「養育費・親子交流相談支援センター事業」について、その内容の一層の充実を図る。
- (2) 外務省の委託事業であるハーグ条約に係る親子交流支援事業の実施に関し、依頼された事例について適切な支援を行う。
- (3) 市民相談事業、親子交流支援事業、又は離婚前後親支援事業等を実施する地方公共団体や関係機関等からの委託依頼等には積極的に応じ、委託内容に応じて適切な事業を行う。

6 新型コロナウイルス感染防止について

新型コロナウイルス感染状況は下火となり、感染症法上の位置づけも5類となったが、各事業の実施に当たっては、感染防止対策についての国や地方公共団体等からの情報把握に努め、当事者及び会員の健康を守ることを最優先にした上で、当事者のニーズに適切に対応し、必要に応じて十分な説明を行うものとする。

7 個人情報の保護について

当法人の事業では個人情報を取り扱う内容が多く、個人情報の保持や情報漏洩の防止に関しては極めて大きな社会的責任を負っている。そこで、関連する規程を整備し、プライバシーマークを取得することにより、日常業務における具体的な情報の取扱い方針や基準を示したものである。

しかしながら、同マークを取得する契機となった養育費・親子交流相談支援センターの委託契約において、同マークの保有が入札要件にはなっていないこと、同マークの更新のためには審査の要件として、毎年膨大な書類を整備する必要があり、会員にはかなりの負担となっていること、コンサルタント料を含めて毎年高額な更新費用が生じ、法人の財政を圧迫していることなどから、令和9年3月以降の同マークの更新申請を行わず、同マークから撤退することとする。

ただし、個人情報の保護に関する社会的な責任は一層高まっていることから、今後は、当法人の実態に見合った個人情報の保護に関する態勢を整備し、会員の意識の定着に努めることとする。

8 民法改正（令和6年5月17日成立、令和8年4月1日施行）に伴う対応について

共同親権を選択制とする改正民法が施行されたことに伴い、支援機関の役割や期待についての情報を収集し、必要な対応策を検討する。

- 9 資金調達及び設備投資の見込みについて
当期中における借入れ及び設備投資の予定はない。